

## あさ暮らしお試し居住事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、朝倉市（以下「市」という。）への移住促進を図るため、市への移住を検討している者に対し、一時的に市に滞在するための住宅（以下「住宅」という。）を利用させ、滞在者が市の風土を知り、日常生活や地域との交流等を体験する事業（以下「あさ暮らしお試し居住事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (名称及び位置)

第2条 住宅の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 あさ暮らしお試し居住ハウス
- (2) 所在地 朝倉市秋月314番地

### (対象者)

第3条 あさ暮らしお試し居住事業の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市への移住を希望する者であること。
- (2) 市外に居住している者であること。
- (3) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと又は同条第2号に規定する暴力団と密接な関係を有する者でないこと。
- (4) あさ暮らしお試し居住事業の利用期間中に移住体験ツアー、地域行事及び地域イベントに参加する者であること。

### (利用の申込み)

第4条 あさ暮らしお試し居住事業を利用しようとする者（以下「申込者」という。）は、利用する日の7日前までに、あさ暮らしお試し居住事業利用申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 あさ暮らしお試し居住事業の利用は、1申込者につき1回限りとする。

### (利用の決定)

第5条 市長は、申込書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、あさ暮らしお試し居住事業の利用を許可したときは、電子メールにより申込者に通知する

ものとする。

2 前項の規定による利用の許可（以下「利用許可」という。）を証する書類は、同項に規定する電子メールによる通知をもってこれに代えるものとする。

（利用期間）

第6条 あさ暮らしお試し居住事業を利用できる期間（以下「利用期間」という。）は、3日（2泊3日）以上2週間以内とする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、特別な事情があると認めるときは、利用期間を延長し、又は短縮することができる。

（利用料金）

第7条 あさ暮らしお試し居住事業の利用料金は、無料とする。

2 あさ暮らしお試し居住事業の利用に伴う交通費及び飲食費、並びに住宅に備え付けの器具以外の器具に要する費用は、利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）の負担とする。

3 住宅の電気、ガス、水道及び下水道の使用料、受信料（地上契約に係るものに限る。）並びに可燃性廃棄物の処理に要する費用は、市が負担する。

（遵守事項）

第8条 利用者は、住宅（敷地を含む。以下同じ。）並びにその設備及び備品の利用に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1） 第三者に転貸し、又は使用させないこと。
- （2） 留守時又は就寝時には、必ず施錠すること。
- （3） 火災及び盗難の予防のために細心の注意を払うこと。
- （4） ごみを適切に処理すること。
- （5） 前各号に掲げるもののほか、適切に使用すること。

（禁止行為）

第9条 利用者は、住宅において、別表第1に掲げる行為を行ってはならない。

（利用許可の取消し）

第10条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用許可を取り消すことができる。

- （1） この要綱の規定に違反したとき。
- （2） 申込書の記載内容に偽りがあったとき。

(3) その他市長が利用許可を取消すことが適当であると認める事由があったとき。

(明渡し)

第11条 利用者は、利用期間が満了したとき又は前条の規定により利用許可が取り消されたときは、遅滞なく住宅を市長に明け渡さなければならない。この場合において、利用者は、通常の利用に伴い生じた損耗を除き、住宅を利用者の費用負担で原状に回復しなければならない。

(立入り)

第12条 市長は、住宅の防火、構造の保全その他の管理上特に必要があると認めるときは、その職員をして当該住宅に立ち入りさせることができる。

2 利用者は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定による立入りを拒むことができない。

(損害賠償)

第13条 利用者は、利用者の責めに帰すべき事由により、住宅又はその設備若しくは備品を破損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(免責)

第14条 あさ暮らしお試し居住事業において、天災、火災その他の市の責めに帰さない理由によって利用者に損害が生じても、市はその責めを負わない。

(その他)

第15条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表第1（第9条関係）

1	銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること。
2	大型の金庫その他の重量の大きな物品等を搬入し、又は備え付けること。
3	排水管を腐食させるおそれのある液体を流すこと。
4	大音量でテレビ、ステレオ等の操作、楽器等の演奏を行うこと。
5	動物の飼育
6	室内での喫煙
7	住宅に新たな設備を設置、増築若しくは改築又は模様替え
8	寄付の募集その他これに類する行為
9	営利又は非営利の事業又は営業
10	興行、展示会その他これらに類する催し
11	文書、図画その他の物の掲示又は配布
12	政治活動又は宗教活動
13	鍵の複製
14	利用者以外の者を滞在させる行為
15	周辺住民等に迷惑を及ぼす行為